



平成18年5月16日

各位

会社名 東亜ディーケーケー株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎正知
(コード番号 6848 東証第2部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長
登坂邦秀
(TEL 03-3202-0211)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第87号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、「会社計算規則」(同第13号)が平成18年5月1日施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式の権利を単元株式と比して相当の範囲とするため、変更案第9条を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の情報開示についてインターネットを利用することができるように、変更案第16条を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるように、変更案第27条2項および第28条2項を新設するものであります。
- (4) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、定款で定めたものとみなされる事項に関して、変更案第7条、第23条、第31条、第41条~第44条を新設するものであります。
- (5) 定款で引用する条文を、会社法の相当条文に変更するものであります。
- (6) 商法上の用語を、会社法で使用される用語に変更するものであります。
- (7) その他現行定款を見直し、条文の構成、表現、字句、条数等の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
東亜ディ - ケ - ケ - 株式会社定款 第 1 章 総 則	東亜ディ - ケ - ケ - 株式会社定款 第 1 章 総 則
第 1 条(商号) 当社は東亜ディ - ケ - ケ - 株式会社と称し、その英文はDKK-TOA CORPORATIONとする。	第 1 条(商号) 当社は、 <u>東</u> 亜ディ - ケ - ケ - 株式会社と称し、その英文は、 <u>D</u> KK-TOA CORPORATIONとする。
第 2 条(目的) 当社は下記の事業を営むことを目的とする。	第 2 条(目的) 当社は、 <u>下</u> 記の事業を営むことを目的とする。
(1) 分析機器の製造、販売 (2) 工業用計測器の製造、販売	(1) 分析機器の製造、販売 (2) 工業用計測器の製造、販売

- (3) 環境計測器の製造、販売
- (4) 電気計測器の製造、販売
- (5) 医療用計測器の製造、販売
- (6) その他の計量器、測定器および分析機器の製造、販売
- (7) 毒物、劇物および試薬類の製造、販売
- (8) 計装工事、電気工事、電気通信工事およびこれに関連する諸工事の請負
- (9) 不動産賃貸業
- (10) 総合リース業
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当社は本店を東京都新宿区に置く。

第4条(公告の方法)

当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条(発行する株式の総数)

当社の発行する株式の総数は5,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

第6条(自己株式の取得)

当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

<新設>

第7条(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)

当社の1単元の株式の数は1,000株とする。
2.当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

<新設>

- (3) 環境計測器の製造、販売
- (4) 電気計測器の製造、販売
- (5) 医療用計測器の製造、販売
- (6) その他の計量器、測定器および分析機器の製造、販売
- (7) 毒物、劇物および試薬類の製造、販売
- (8) 計装工事、電気工事、電気通信工事およびこれに関連する諸工事の請負
- (9) 不動産賃貸業
- (10) 総合リース業
- (11) 前各号に付帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条(公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第5条(発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、5,000万株とする。

<ただし書きは削除>

第6条(自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条(株券の発行)

当社は、株式に係る株券を発行する。

第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)

当社の単元株式数は、1,000株とする。
2.当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。

第9条(単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

第8条(単元未満株式の買増し)

当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

第9条(基準日)

当社は毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項のほか必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第10条(名義書換代理人)

当社は株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定しこれを公告する。
3. 当社の株主名簿および株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ当社においてはこれを取扱わない。

第11条(株式取扱規程)

当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条(総会の招集)

当社の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合にそのつど招集する。

第13条(総会の議長)

株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに代る。

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条(単元未満株式の売渡請求)

当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条(基準日)

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

第12条(株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

第13条(株式取扱規程)

当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第14条(招集)

当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第15条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

< 新設 >

第14条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

第15条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第16条(議事録)

株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印する。

第4章 取締役および取締役会

第17条(員数)

当会社の取締役は12名以内とする。

第18条(選任)

取締役は株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第19条(任期)

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。
3. 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示)

当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

第17条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条(議事録)

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役および取締役会

第20条(員数)

当会社の取締役は、12名以内とする。

第21条(選任方法)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条(任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

< 3項は2項に含める。 >

< 新設 >

第20条(役付取締役)

< 1 項は第21条を移設し、一部変更 >

取締役会の決議により取締役社長、取締役副社長各 1 名、および取締役会長、取締役副会長各 1 名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を置くことができる。

第21条(代表取締役)

当社を代表すべき取締役は取締役会の決議をもって決定する。

第22条(取締役会の権限)

取締役会は法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行中重要な事項を決定する。

第23条(取締役会の招集)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、その招集通知は各取締役および監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある場合にはこの期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

< 2 項は新設 >

< 第23条を分割し、移設 >

< 1 項は第23条 1 項の後段を移設し、一部変更 >

< 2 項は第23条 2 項を移設し、一部変更 >

第24条(取締役会の決議および議事録)

取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席取締役および監査役がこれに記名押印する。

第23条(取締役会の設置)

当社は、取締役会を置く。

第24条(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役社長、取締役副社長各 1 名、および取締役会長、取締役副会長各 1 名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。

< 第24条 1 項に移設 >

< 削除 >

第25条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
< その招集通知以降の後段は第26条 1 項へ移設 >

< 2 項は第26条 2 項へ移設 >

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第27条(取締役会の決議方法等)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

< 2 項は第28条へ移設 >

< 2 項は新設 >

< 第24条を分割し、移設 >
< 1 項は第24条 2 項を移設し、一部変更 >

< 2 項は新設 >

< 新設 >

第25条(報酬)

取締役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第 5 章 監査役および監査役会

< 新設 >

第26条(員数)

当社の監査役は 4 名以内とする。

第27条(選任)

監査役は株主総会においてこれを選任する。

2. 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、あらかじめ株主総会において監査役の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。

3. 監査役および補欠者の選任の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

4. 補欠者の選任の効力は、選任後最初に開催される定時株主総会までの間とする。

5. 補欠者は法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。

第28条(任期)

監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

第28条(取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第29条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

第31条(監査役および監査役会の設置)

当社は、監査役および監査役会を置く。

第32条(員数)

当社の監査役は、4 名以内とする。

第33条(選任方法)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

< 2 項は削除 >

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

< 4 項は削除 >

< 5 項は削除 >

第34条(任期)

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する

期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第29条(常勤監査役)

監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

第30条(監査役会の招集)

監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし緊急の必要がある場合にはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。

第31条(監査役会の決議および議事録)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

2. 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席監査役がこれに記名押印する。

< 第31条を分割し、移設 >

< 第31条2項を移設し、一部変更 >

< 新設 >

第32条(報酬)

監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

< 会計監査人の章を新設 >

< 新設 >

< 新設 >

< 新設 >

事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第35条(常勤の監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第36条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第37条(監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

< 2項は第38条へ移設 >

第38条(監査役会の議事録)

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第39条(監査役会規程)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第40条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

第41条(会計監査人の設置)

当社は、会計監査人を置く。

第42条(選任方法)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第43条(任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において

<p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>第33条(営業年度および決算期)</u> 当社の営業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとし、3月31日をもって決算期とする。</p> <p><u>第34条(利益配当金)</u> 利益配当金は毎年3月31日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録してある株主または質権登録者にこれを支払う。</p> <p><u>2. 配当金には利息を付けず、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 第34条を分割し、移設 > < 第34条2項を移設し、一部変更 ></p>	<p><u>別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>第44条(報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>第45条(事業年度)</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>第46条(剰余金の配当)</u> <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p style="text-align: center;">< 2項は第47条に移設 ></p> <p><u>第47条(剰余金の配当の除斥期間)</u> <u>剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
--	--

以 上